

ショートステイ入院費用内訳表（多床室）

下記金額合計に自己負担割合（1割）を乗じたものが入院費用となります。

| | 加 算 点 数 名 | 金額 | 回数 | 内 容 |
|---|------------------------|--------|------|---|
| 1 | 介護予防短期入所サービス i（要支援1） | 6,320 | （1日） | 居宅要支援者もしくは要介護者（病状が安定期にあり、短期間入所し、看護、医学的管理下の介護と機能訓練その他の医療を必要とする人）がつける看護その他の必要な医療と日常生活上の世話をを行うサービス |
| | 介護予防短期入所サービス ii（要支援2） | 7,860 | | |
| | 短期入所療養介護サービス I（要介護1） | 8,460 | | |
| | 短期入所療養介護サービス II（要介護2） | 9,560 | | |
| | 短期入所療養介護サービス III（要介護3） | 11,940 | | |
| | 短期入所療養介護サービス IV（要介護4） | 12,950 | | |
| | 短期入所療養介護サービス V（要介護5） | 13,860 | | |
| 2 | 夜間勤務等看護加算 4 | 70 | （1日） | 厚生労働大臣が定める夜間勤務を行う職員の勤務条件に関する基準を満たしている場合 *看護職員+介護職員が20：1以上 *夜勤職員一人あたり月平均夜勤時間72時間以下 |
| 3 | 送迎加算 | 1,840 | （片道） | 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる場合 |
| 4 | サービス提供体制強化加算Ⅲ | 60 | （1日） | 介護療養施設サービスを入院患者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が3割以上であること |
| 5 | 感染対策指導管理料 | 50 | （1日） | 院内に感染対策委員会を設置し、感染対策を常時講じた場合 |
| 6 | 褥瘡対策指導管理料 | 50 | （1日） | 専任医師等からなる褥瘡対策チームの設置、褥瘡対策を実施した場合 |
| 7 | 理学療法 | 1,230 | （1回） | 理学療法を担当する医師・理学療法士が適切に配置され、十分な専用施設及び必要な器械器具ならびに適切な看護体制が整備されており、医師の指導監督の下、理学療法士が直接訓練を実施した場合 |
| 8 | 作業療法 | 1,230 | （1回） | 作業療法を担当する医師・作業療法士が適切に配置され、十分な専用施設及び必要な器械器具ならびに適切な看護体制が整備されており、医師の指導監督の下、作業療法士が直接訓練を実施した場合 |
| 9 | リハビリテーション体制強化加算 | 350 | （1回） | 専従する常勤の理学療法士もしくは作業療法士を2名以上配置した体制強化事業所において加算 |

食事・居室等に関する費用（自己負担）

| | | | | |
|----|------|-------|------|-------------------------------------|
| 10 | 食材料費 | 1,700 | （3食） | 食材料費・調理費・衛生管理費 朝500円、昼600円、夕600円 |
| 11 | 滞在費 | 320 | （1日） | 水道光熱費相当 |